第十八条第一項	前条第一号に掲げる業務
第十九条第一項	第十七条第一号に掲げる業務
第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号	第十七条各号に掲げる業務
第二十五条第一項第三号	この節
第三十二条第二号	第二十三条第一項
第三十二条第三号	第二十四条

前条第一号に掲げる業務及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十二条第一項第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び中小企業等経営強化法第二十二条第一項第一号に掲げる業務
第十七条各号に掲げる業務又は中小企業等経営強化法第二十二条第一項各号に掲げる業務	第十七条各号に掲げる業務又は中小企業等経営強化法第二十二条第一項各号に掲げる業務
この節若しくは中小企業等経営強化法	この節若しくは中小企業等経営強化法
中小企業等経営強化法第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項	中小企業等経営強化法第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項
中小企業等経営強化法第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する第二十四条	中小企業等経営強化法第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する第二十四条

（食料・農業・農村基本法の一部改正）

第二十一条　食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改める。

（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部改正）

第二十二条　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十七号中「食品生産業者等」を「食品等生産業者等」に改め、同号イ中「食品（食品流通構造改善促進法」を「食品等（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に、「食品を」を「食品等を」に改める。

第十七条第二項中「第二十条第一項第三号」を「第二十一条」に改める。

第二十条の見出しを「（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例）」に改め、同条第一項中「食品流通構造改善促進法第十一条第一項」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第十六条第一項」に、「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「第十二条各号」を「第十七条各号」に改め、同項第一号中「食品生産業者等」を「食品等生産業者等」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「食品生産業者等」を「食品等生産業者等」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

第十八条第一項	前条第一号に掲げる業務
第十九条第一項	第十七条第一号に掲げる業務

前条第一号に掲げる業務及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。）第二十条第一項第一号に掲げる業務

第十七条第一号に掲げる業務及び流通業務総合効率化促進法第二十条第一項第一号に掲げる業務

第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号	第十七条各号に掲げる業務
第二十五条第一項第三号	この節
第三十二条第二号	第二十三条第一項
第三十二条第三号	第二十四条

第十七条各号に掲げる業務又は流通業務総合効率化促進法第二十条第一項各号に掲げる業務	第十七条各号に掲げる業務又は流通業務総合効率化促進法第二十条第一項各号に掲げる業務
この節若しくは流通業務総合効率化促進法	この節若しくは流通業務総合効率化促進法
流通業務総合効率化促進法第二十条第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項	流通業務総合効率化促進法第二十条第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項
流通業務総合効率化促進法第二十条第二項の規定により読み替えて適用する第二十四条	流通業務総合効率化促進法第二十条第二項の規定により読み替えて適用する第二十四条

第二十一条中「、特定認定総合効率化事業」を「、特定認定総合効率化計画に記載された事業（以下「特定認定総合効率化事業」という。）」に改める。

（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第二十三条　中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例）」に改め、同条第一項中「食品流通構造改善促進法（」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（」に、「第十一条第一項」を「第十六条第一項」に、「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「第十二条各号」を「第十七条各号」に改め、同項第一号中「食品（食品流通構造改善促進法」を「食品等（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に、「食品を」を「食品等を」に、「以下「食品製造業者等」を「次号において「食品等製造業者等」」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「食品製造業者等」を「食品等製造業者等」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

第十八条第一項	前条第一号に掲げる業務
第十九条第一項	第十七条第一号に掲げる業務
第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号	第十七条各号に掲げる業務
第二十五条第一項第三号	この節
第三十二条第二号	第二十三条第一項
第三十二条第三号	第二十四条

前条第一号に掲げる業務及び中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号。以下「地域産業資源活用事業促進法」という。）第十二条第一項第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号。以下「地域産業資源活用事業促進法」という。）第十二条第一項第一号に掲げる業務
第十七条第一号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務及び地域産業資源活用事業促進法第十二条第一項第一号に掲げる業務
第十七条各号に掲げる業務又は地域産業資源活用事業促進法第十二条第一項各号に掲げる業務	第十七条各号に掲げる業務又は地域産業資源活用事業促進法第十二条第一項各号に掲げる業務
この節若しくは地域産業資源活用事業促進法	この節若しくは地域産業資源活用事業促進法
地域産業資源活用事業促進法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項	地域産業資源活用事業促進法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項
地域産業資源活用事業促進法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する第二十四条	地域産業資源活用事業促進法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する第二十四条